

所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則		
件名	東大和市組織規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市組織条例 等			
	部課機関	子ども生活部、市民部、財政課、市民生活課、高齢介護課、健康課、環境課			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成29年4月1日付の組織改正及び事務分掌の見直しに伴う、規則の一部改正である。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>【部・課・係等 別表第1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子ども生活部の部名変更（子育て支援部） ② 公共施設等マネジメント課及び公共施設等マネジメント係の新設 ③ 財政課財政係の改組及び係名変更（財政担当） ④ 市民生活課の市民部への移管及び課名変更（地域振興課） <p>【事務分掌 別表第2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（公共施設等マネジメント課公共施設等マネジメント係）「公共施設等総合管理計画に関すること。」及び「公の施設の民間活力の導入に関すること。」等の新設 ②（財政課財政担当）「健全化判断比率の公表等に関すること。」及び「財務書類の整備に関すること。」等の追加 ③（市民生活課全係）事務分掌の地域振興課への移管 ④（高齢介護課地域包括ケア推進係）地域包括ケアシステムに関する事務分掌を集約し、「包括的支援事業その他の地域包括ケアシステムの構築に関すること。」に改正 ⑤（健康課予防係）環境課環境公害係への「狂犬病の予防に関すること。」の移管及び「感染症及び消毒に関すること。」を「感染症（人に係るものに限る。）及び消毒に関すること。」に改正 ⑥（環境課環境公害係）健康課予防係からの「狂犬病の予防に関すること。」の移管及び「害虫等の相談に関すること。」を「害虫、野生動物及びペットの相談に関すること。」に改正 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>規則の一部改正を行うことで、各課の事務分掌等が明確化される。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年7月 組織・定員に関する各課ヒアリング実施</p> <p>平成28年12月 組織規則の改正に関する全庁調査実施</p> <p>平成29年1月24日 平成29年4月1日付けの組織・定員について決定（市長決裁）</p> <p>平成29年1月～2月 組織規則の改正に関する該当課及び文書課との調整</p> <p>※文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。